

# 総合評価方式ガイドラインの主な改正内容について

(H27年6月)

## (1) 事務の簡素化

### ① 工事成績、優良工事表彰の添付書類の簡素化

- ・ 入札参加者の負担を減らすため、「工事成績」、「優良工事表彰」の添付書類（工事成績評定書の写しなど）については、「対象工事の一覧表」による提出も可とします。（※従来どおり添付資料をつけていただいても結構です。）

## (2) ガイドラインや様式の改善

### ① 評価基準日

- ・ 「本店所在地等」の判断の基準日を「申請書提出日」から「公告日現在」に変更します。

### ② 技術提案の補足資料

- ・ 補足資料は、A4で1枚までとじていましたが、A4で2枚まで可とします。

### ③ ヒアリングの出席者数

- ・ 技術者以外の付添の出席人数については、1名までとします。

## (3) 評価基準の改善

### ① 技術者実績について

- ・ 実績対象工事の従事期間については、下記のとおりとします。

《現場代理人としての工事实績》

全工事期間中、工事に従事していること。

《主任（監理）技術者としての工事实績》

対象工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間において従事していること。